

標準処理期間の未設定理由

番号 7

処 分 名	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可
根 拠 法 令 名	都市再開発法(昭和44年法律第38号)
条 項	第61条第1項
所 管 課	市街地整備課
<p>【標準処理期間を未設定とした理由】 過去に申請実績がない又は稀である、或いは将来的に申請が見込めないなど、標準処理期間を設定する実益がない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。